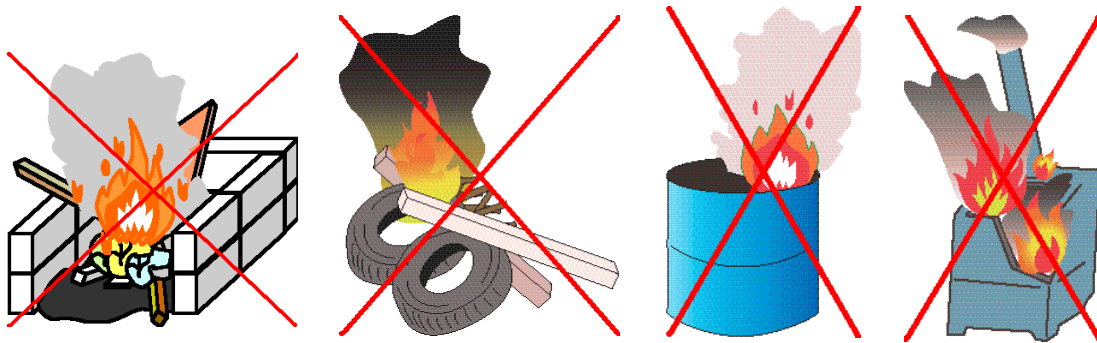


野焼きは禁止されています！

◎ 野外焼却（野焼き）の禁止について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されており、野焼きをすると、法律で罰せられます。また、平成14年12月から、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されています。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、無施設焼却などは、野焼きと同じです。野焼きは、煙・悪臭による付近の住民の方への迷惑、有害物質（ダイオキシン類等）の発生の原因にもなりますのでやめましょう。



◎ 焼却禁止の例外とはどんなもの？

1. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行なうため
「とんど」などの地域行事での焼却など
2. 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
稲わら、雑草、伐採した枝、魚網に付着したごみの焼却など
3. たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
落ち葉焚き・キャンプファイヤーなど、煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却

◎ 許される範囲の野外焼却（野焼き）であっても、次のことに注意してください

- 一度にたくさん焼却しないでください。
- よく乾燥させてから焼却してください。
- 風向きや時間帯を考えて焼却してください。
- 焼却したままで放置しないでください。
- 周辺の住民から苦情が寄せられたら、すぐに野焼きは止めるようにしてください。

【問い合わせ先】

市民部環境課 TEL 0791-43-6821
FAX 0791-43-6892